

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月7日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 堀 口 順 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査をした者

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 西 山 み え

第3 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 内部統制室
- 2 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 3 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 4 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- 5 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- 6 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- 7 国体・障害者スポーツ大会推進局（総務企画課、競技運営課）
- 8 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- 9 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、新型コロナウイルスワクチン接種推進室）
- 10 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- 11 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- 12 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）

- 13 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- 14 ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- 15 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- 16 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 17 芸濃総合支所（地域振興課（椋本財産区を含む。）、市民福祉課）
- 18 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 19 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 20 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 21 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 22 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 23 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 24 上下水道事業局（水道工務課、下水道工務課、水道施設課、安芸事業所、一志事業所、下水道施設課）
- 25 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- 26 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- 27 会計管理室
- 28 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- 29 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 30 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- 31 選挙管理委員会事務局
- 32 監査事務局
- 33 農業委員会事務局

第4 監査の対象年度及び事項

原則として令和3年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和2年度以前のもを対象に含めた。

第5 監査の期間

監査の期間は、令和3年9月24日から令和4年1月27日までである。

第6 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第7 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

- 1 勧告
法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
- 2 指摘
 - (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
 - (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの
- 3 意見
経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第8 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認

め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市民部

(1) 地域連携課（芸濃総合支所地域振興課、白山総合支所地域振興課、香良洲総合支所地域振興課）

ア 地域インフラ維持事業における業務範囲の明確化及び執行上限額の設定について（意見）

地域インフラ維持事業における道路路面緊急復旧業務委託については、津北工事事務所及び津南工事事務所が契約した単価契約により、各総合支所が発注・執行しているが、令和2年度末に、発注1回当たりの契約額が、芸濃総合支所地域振興課で385万3,895円、白山総合支所地域振興課で359万6,472円、香良洲総合支所地域振興課で365万3,080円となっているものがあった。

設計金額が130万円を超える工事については、津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱に基づく審査委員会に付して競争入札を行い、工事に係る検査は、津市工事検査要綱に基づき検査課が検査を行うものであることから、今後は、工事請負費として執行されるべき工事が、単価契約により発注されることがないように、緊急復旧業務の範囲を明確化するとともに、地域インフラ維持事業における各業務の執行上限額を設定されたい。

イ 公平公正な事業選考について（意見）

市民活動推進事業交付金については、市民活動団体からの事業提案を受け、有識者等で構成される事業選考委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て選考された事業に対し、交付することとなっている。

同交付要領において、交付対象事業の決定に当たっては、委員会の意見を十分に尊重して決定することとされているが、令和2年度事業において、選考された事業に大幅な事業内容の変更があったにもかかわらず、委員会の意見を聴かずに、変更交付決定を行っているものがあった。

事業採択の決定権限は市長にあるものの、当該交付金の趣旨を鑑みれば、変更交付決定に当たっても委員会の意見を聴取することが望ましいと考えられることから、より公平公正な交付金交付事務の確保に努められたい。

ウ 交付対象事業における備品購入費の取扱いについて（意見）

市民活動推進事業交付金募集要領において、備品購入費については、その費用の上限5万円までを交付対象経費として規定していることから、令和2年度事業においては、備品購入費14万406円を含む16万1,266円の事業費のうち、7万860円を対象経費としていた。

津市補助金等交付規則第17条では、補助事業等により取得した財産について、耐用年数等を勘案して市長が定める期日までは、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用することや、譲渡することなどが制限されている。

同交付金の対象として取得した備品については、複数年使用が可能で高額な備品もあり得ることから、同条の規定を条件に付して交付決定するなど、対象者に交付条件を明示されたい。

(2) 人権課

補助金交付事務の誤りについて（指摘）

令和2年度津平和のための戦争展事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。

当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。

補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。

今後は、このような誤った事務を行うことがないように、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。

(3) アストプラザ

業務委託契約の不適正な完了確認について（指摘）

津市アストプラザ清掃業務委託について、日常清掃業務の仕様書では、便所の清掃作業は履行期間中毎日、午前中に1回、午後には1回の計2回実施することとされているが、4月から10月までの日報によると、午前中に1回のみ実施となっている日が約4分の3であった。9月に至っては、午後の清掃作業は1度も実施となっている日はなかった。また、カーペット清掃は、週2回（主に月、金曜日、2時間程度／1名）実施することとされているが、週1回の実施となっている週が約半数であった。

地方自治法第234条の2第1項及び同法施行令第167条の15第2項の規定において、契約の履行を確保するため、必要な監督又は検査を行わなければならないとされている。しかしながら、仕様書のとおり業務が履行されていなかったにもかかわらず、毎月契約どおりの委託料を支払っていたことから、所要の措置を講じられたい。

2 スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

津球場公園内野球場駐車場の運営方法の見直しについて（指摘）

津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定を適用し、令和3年7月に津球場公園内野球場ほか津市運動施設（津地域）の指定管理者の代表企業と随意契約している。

当該駐車場は有料駐車場として供用開始したが、同年11月末現在の月平均使用料と月額委託料を比較すると、委託料が使用料の約7倍となっていた。要因としては、使用料減免対象範囲が広いこと、業者見積額を十分に検証せず、そのまま契約額としていることにあると考えられる。見積額の中には、本来、市が支出すべき水道光熱費も含まれており、6号随契した説明責任を十分に果たせない状況となっている。

別業者と契約している駐車機器等保守点検業務委託料も含めて、収支に見合う運営がなされるよう、当該駐車場に係る運営方法を見

直されたい。

3 健康福祉部

(1) 子育て推進課

無効入札見落としによる落札者の決定について（指摘）

津市契約規則第19条第6号において、入札金額を訂正しているときについては、その入札は無効とすると規定されているが、令和3年度における2件の業務委託の見積徴取において、砂消しゴムにより金額が訂正されているもの、訂正印により金額が訂正されているものを有効な入札として、それぞれ同規則第20条第1項の規定による落札者を決定していた。

今後は、このような無効入札の見落としがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、同規則第2条の規定のとおり、信義誠実の原則に従うとともに、公正適格な契約事務を徹底されたい。

(2) 高齢福祉課

不適正な補助金交付事務について（指摘）

津市老人クラブ連合会活動促進事業補助金については、津市社会福祉団体活動補助金交付要綱第3条において、交付申請の期限を毎会計年度の4月末日としている。

しかしながら、令和2年度に交付された補助金の中に、令和2年10月1日に交付申請書が提出されたものを交付決定しているものがあつた。

また、当該団体から提出された実績報告書には、交付決定前の6月や9月に実施した事業に要した経費が含まれていたが、これを補助対象経費に含めて交付確定を行っていた。

同補助金については、実績報告書に添付された請求書や納品書の日付が空白になっているものもあり、書類審査が形骸化している。

今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、適正な補助金交付事務を徹底されたい。

4 農林水産部

農林水産政策課

津市事務専決規程の遵守について（指摘）

津市事務専決規程において負担金の執行に関する決裁区分は、100万円以上300万円未満のものが部次長、300万円以上1,

000万円未満のものが部長とされている。

しかしながら、令和2年度津市鳥獣害防止対策協議会負担金においては、第1回目に661万6,000円、第2回目に271万6,000円を執行しているが、いずれも課長決裁で執行していた。

今後はこのようなことがないよう、津市事務専決規程第5条に規定される決裁区分を遵守されたい。

5 久居総合支所

生活課

補助金交付事務の誤りについて（指摘）

令和2年度人権・同和問題事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。

当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。

補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。

今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。

6 美里総合支所

地域振興課

(1) 適正な行政財産使用許可について（指摘）

美里地域における地域活性化団体である「みさっと」に対して、旧長野小学校、旧高宮小学校、旧辰水小学校の使用に関し、行政財産の使用許可を行っている。しかし、実際には「みさっと」の構成団体である各小学校単位の協議会において、各学校施設を使用している。「みさっと」と各協議会は異なる団体のため、使用実態に即した行政財産の使用許可をされたい。

(2) 負担金の過年度返還の検討について（意見）

令和2年度地域かがやきプログラム事業において、美里地域にお

ける地域活性化事業負担金150万円を「みさっと」に支出しているが、令和2年度「みさっと」の決算書を見ると、市が支出した負担金から、3協議会へ交付金として各45万円を支出していた。

そこで、3協議会の決算報告書を確認すると、1つの協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、45万円の交付金が使われておらず、全額令和3年度へ繰越しされていた。

事業が実施されない場合においては、市が負担する根拠がなくなっており、戻入処理すべきであると考えることから、過年度返還金として歳入することを検討されたい。

7 美杉総合支所

地域振興課

(1) 不適正な補助金交付事務について（指摘）

令和2年度津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金において、同補助金交付要綱第8条に定める実績報告期限を超過した日付で提出された実績報告書に受付印を押印後、1か月以上遡った期限内の日付に受付印を訂正するとともに、実績報告書の日付も砂消しゴムで書き換えて、補助金交付確定を行っているものがあつた。

今後は、このような不適正な補助金交付事務を行うことがないように、組織としてのチェック体制を強化されたい。

(2) 補助制度の周知徹底について（意見）

令和2年度津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金において、同補助金交付要綱第4条に定める交付の対象として、エアコンのリサイクル料金及び収集運搬料金をリノベーション工事に要する経費に含めて補助金を交付していた。

家電リサイクル料金は、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、排出者が負担するものであり、リノベーション工事とは別個の経費と考えるべきである。また、公金使途の対象として、社会通念上認め難い経費に当たるとも考えられる。

家電量販店で購入したエアコンの取替工事が補助対象経費となることも含めて、どのような工事が要綱上のリノベーション工事に該当するのかを明確にし、公正公平な補助金交付事務が確保されるよう、補助制度の周知徹底を図られたい。

8 上下水道管理局

上下水道管理課

補助金交付事務の誤りについて（指摘）

令和2年度津市職員福利厚生事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。

当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。

補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。

今後は、このような誤った事務を行うことがないように、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。

9 三重短期大学事務局

大学総務課

業務委託契約の不十分な完了確認について（意見）

三重短期大学清掃業務委託について、仕様書で毎日行う業務、随時（週1回以上）行う業務、月1回以上行う業務等が定められているが、受注者から毎月提出される業務委託完了届には、業務単位での履行を確認できる記載はなく、完了確認が不十分なまま委託料が支払われていた。

地方自治法第234条の2第1項、同法施行令第167条の15第2項において、契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査をしなければならないとされていることから、委託先に対し、日報の提出、写真の提出を求めるなど、十分な完了確認を徹底されたい。

10 教育委員会事務局

(1) 教育総務課

ア 安易な理由による緊急随契の濫用について（指摘）

学校施設の修繕については、学校運営上支障がある等の理由によ

り地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急随契）の規定を適用し、多数の修繕を発注している。

しかしながら、令和3年度に実施された南が丘小学校東面防砂ネット部分修繕及び大里小学校各室窓開閉不良修繕については、状況から鑑みて突発的に不具合が発生したとは考えられず、見積合わせを実施できないほどの緊急性があったとは言えない。

今後、施設等の経年劣化、老朽化による修繕に当たっては、関係法令を遵守し、指名競争入札又は見積合わせにより実施されたい。

イ 業務委託契約の不十分な完了確認について（意見）

津市中央学校給食センター清掃業務委託について、仕様書で週2回、週1回、月1回行う業務等が定められているが、受注者から毎月提出されている業務委託完了報告書には業務単位での履行を確認できる記載はなく、完了確認が不十分なまま委託料が支払われていた。

地方自治法第234条の2第1項及び同法施行令第167条の15第2項において、契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査をしなければならないとされていることから、委託先に対し、日報や写真の提出を求めるなど、適正な業務の完了確認を徹底されたい。

ウ 補助金申請に係る必要書類の整理について（意見）

津市私立高等学校教育振興補助金等については、補助金交付要綱に詳細な記載がない事項について、「補助金交付申請の手続きについて（通知）」を作成し、対象校に案内をしている。

この通知において、要綱で規定する書類に加えて、予算書（当該年度のもの）、財産目録（学校作成のもの）の添付を求めているが、令和2年度事業において、これらの提出がないまま補助金の交付決定及び交付確定を行っているものがあつた。

補助金交付事務の実態に即するよう必要な添付書類を整理し、適正な補助金審査を実施されたい。

(2) 生涯学習課

補助金交付事務の誤りについて（指摘）

令和2年度津市婦人会連絡協議会事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決

定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。

当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。

補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。

今後は、このような誤った事務を行うことがないように、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。

第9 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 補助金等に係る公正公平な事務執行について

津市自治会問題（以下「自治会問題」という。）の主たる問題として、複数の部局において補助金が詐取されていたということが挙げられる。

調査チームによる最終報告書において、「補助金詐取事案が起きた要因の一つには、書類さえ揃っていれば良いとする職員の意識、添付書類の内容審査まで行わない杜撰な事務処理にある。」とされていることから、令和3年4月から7月にかけて実施した行政監査に引き続き、補助金等の交付事務について監査の重点の一つとした。

その結果、複数の部局における補助金の交付事務において指摘等に至ったが、これらは自治会問題が明るみに出て、市議会における百条委員会が設置、開催される中でのものであり、形式的な書類審査以前の問題として、補助金交付事務に関する理解不足、公金としての補助金支出に対する意識の低さがあると感じざるを得ない。

特に、補助要件や補助対象を拡大適用し、できるだけ補助金を交付しようとする意識が、組織全体に通底している。

現在、津市補助金審査事務規程に基づき、各所属における市単独事業の補助金に係るチェックシートの作成が進められており、令和4年度から同規程が施行されることとなるが、チェックシート及び審査方法が十

分に機能するよう、公正公平な補助金交付事務が執行される組織体制を確立されたい。

2 業務委託契約における適正な完了確認について

自治会問題においては、資源物持ち去り防止パトロール業務委託についても大きな問題となっている。

当該業務委託については、「契約どおりの履行でないのに、これを秘して請求していたことにより市が支払いを余儀なくされたもの。」として、元自治会長に対して、損害賠償請求し、係争中となっている。別途、市民による住民訴訟にも発展している。

市は、元自治会長による不正な委託料の請求があったとしているが、適正な完了確認、組織としてのチェック機能が働いていれば、このような問題にまでは至らなかったと史料する。

そこで、業務委託契約の完了確認についても重点の一つとして監査したところ、複数の部局において、十分な完了確認が行われておらず、指摘等に至った。また、指摘等には至っていないものの、形式的な完了確認に止まる業務も多数見受けられた。

業務委託契約の完了確認に故意又は重大な過失があり、委託料を支出した場合、職員が賠償責任を負うこともあるということを十分に認識し、公金取扱いと同等の高い意識を持って、適正な完了確認を徹底されたい。

3 津市公金管理指針の徹底について

職員による公金着服という不祥事を受け、令和3年2月、会計管理室において津市公金管理指針が策定され、同指針に基づき、公金を取り扱う全ての所属において、公金取扱マニュアルが作成されたところである。

監査の中で、各所属において取り扱う公金の種類とマニュアルの内容を確認すると、指針をほぼそのままマニュアルに代用している所属や、記載すべき公金がマニュアルに記載されていない所属も見受けられた。現状では、多くの所属でマニュアル策定が目的となっており、公金取扱のマニュアルとして十分に機能しているとは言えない。

指針において示されているとおり、適正に公金を管理していくためには、個人の倫理意識の向上はもとより、組織での適正なチェック体制の構築が必要不可欠である。各所属の実情に応じてマニュアルの内容を常に見直し、指針の内容が公金を取り扱う全ての職員に浸透するよう、指針に沿った公金管理に係る組織体制を整備されたい。